

◆2024年施行の介護保険制度改正情報◆

2024年4月、新しい介護保険が施行されました。2024年は診療報酬改正も行われる年だったため、項目によって、4月1日施行と6月1日施行の2段階での施行となりました。主な改正ポイントは次の通りです。

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者に対して、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進する。

- 質の高い公正中立なケアマネジメント
 - ・ 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し（居宅介護支援）→ **単位数を加算**
- 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
 - ・ 訪問介護の特定事業所加算の見直し（訪問介護）→ **報酬区分の廃止と新設、算定要件の統合、新設、削除**
- 看取りへの対応強化
 - ・ 看取り対応体制の評価（訪問入浴介護、短期入所生活介護）→ **看取り連携体制加算の新設**
- 医療と介護の連携の推進
 - ・ 専門性の高い看護師による訪問看護の評価への加算（訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護）→ **専門管理加算の新設**
 - ・ 重度者への安定的なサービス提供体制の評価（療養通所介護）→ **重度者ケア体制加算の新設**
 - ・ 医療機関のリハビリテーション計画書の受取り義務化（訪問リハ、通所リハ）→ **退院時共同指導加算の新設**
- 感染症や災害への対応力向上
 - ・ 高齢者施設等における感染症対応力の向上（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院）→ **高齢者施設等感染対策向上加算の新設**
 - ・ 業務継続計画未策定事業所への減算の導入（全サービス）→ **業務継続計画未策定減算を導入**
- 高齢者虐待防止の推進
 - ・ 高齢者虐待防止の推進（全サービス）→ **高齢者虐待防止装置未実施減算の導入**
- 認知症の対応力向上
 - ・ 認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における 平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進（認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院）→ **認知症チームケア推進加算の新設**
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し
 - ・ 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援）→ **固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖について、貸与と販売の選択制を導入**

② 自立支援・重度化防止に向けた対応

高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進する。

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
 - ・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進（通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護医療院、介護老人福祉施設等）→ **口腔アセスメントおよび栄養アセスメントを一体的に行っている等の場合のリハビリテーションマネジメント加算（ハ）の新設**
 - ・ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護（ほか））→ **口腔連携強化加算の新設**
 - ・ 退所者の栄養管理に関する情報連携の促進（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院）→ **退所時栄養情報連携加算の新設**
- 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
 - ・ 通所介護等における入浴介助加算の見直し（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（加算Ⅱのみ））→ **入浴介助加算の算定要件の見直し**
- LIFEを活用した質の高い介護
 - ・ 科学的介護推進体制加算の見直し（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（ほか））→ **LIFEへの提出頻度の見直し等**

③ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進する。

- 介護職員の処遇改善（令和6年6月施行）
 - ・ 介護職員の処遇改善（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（ほか））→ **従来の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算として加算の見直し** ※令和6年度末までの経過措置期間あり

④ 制度の安定化・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築。

- 評価の適正化・重点化
 - ・ 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し（訪問介護）→ **事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を新設**